

DO YOU KYOTO?クレジット制度実施要領

第1 基本的な考え方

1 目的

京都市内における地域団体や商店街等のコミュニティ及び中小事業者による温室効果ガスの排出削減を促進するため、各主体の環境配慮行動の結果実現した温室効果ガス排出削減量を取引可能なクレジットとして認証する制度として、DO YOU KYOTO?クレジット制度を構築する。

2 基本的方針

温室効果ガスの排出削減量をクレジットとして認証する制度としては、国際的な規格に準拠したオフセット・クレジット（J-V E R）制度、国内クレジット制度があるが、削減規模が相当以上でないとプロジェクトとして成立しないことから、小規模な削減案件をクレジットとして認証することが困難な状況である。また、大きな投資を必要とせず、企業のみならず家庭においても取り組むことができ、即効性が期待できる運用改善についても、既存制度では対象に含まれておらず、普及の障害となっている。一方で、削減量を金銭的価値のあるクレジットとして認証する以上、制度の信頼性を確保することが不可欠である。

このため、運用改善を含めた小規模な削減案件についても利用可能な制度とするとともに、クレジットとして認証するものは、計算上の結果としてではなく、排出削減が実際に生じた削減量のみとするという基本的方針の下、信頼性確保のための原則を確立し、明確な手続きを規定する。

3 用語の定義

【排出削減プロジェクト】

運用改善、設備更新及び設備導入等により、温室効果ガスの排出量の削減を行うこと。

【排出削減実施者】

排出削減プロジェクトを実施し、自らの排出量の削減を行うもの

【バウンダリー】

排出削減プロジェクトを実施する地理的又は物理的境界線

【少量排出源】

バウンダリー全体の排出量に比べて些少な排出源

【リーケージ排出量】

排出削減プロジェクトを実施した場合に、バウンダリー外で同プロジェクトに起因して生じる計測可能な排出量

【モニタリング】

排出削減量の算定に必要な値を計測し、記録すること。

【コミュニティ】

地域団体及び商店街など、主として事業の用に供しない居宅（以下「世帯」という。）及

び小規模な店舗等（以下「店舗」という。）で組織された団体

4 信頼性確保のための原則

DO YOU KYOTO?クレジット制度の信頼性を確保するため、排出削減プロジェクトの計画・実施、モニタリング、算定、検証など、手続きの規定に当たっては、以下の原則を最大限配慮するとともに、それぞれの原則に限界を設ける場合は数値で明示する。

(1) 完全性

排出削減プロジェクトとベースラインに関連する排出活動が漏れなく特定され、算定対象期間の温室効果ガス排出量が漏れなく算定されていること。

(2) 一貫性

同一の方法やデータ類を使用し、算定対象期間において排出削減量が比較可能なかたちで算定されていること。

(3) 正確性

仮定に基づく推計というプロセスを可能な限り回避し、計測、計算等に含まれる偏りと不確実性を可能な限り低減させ、要求される精度が確保されていること。

(4) 透明性

制度の参加者又は第三者が、合理的な自信を持って判断できるよう、十分かつ適切な手続きや情報、プロセスが開示されていること。

(5) 保守性

温室効果ガス排出削減量が過大評価されないことを確実にするよう、保守的な想定、数値、及び手続きが用いられていること。

(6) その他

本制度が存在しない場合には排出削減をもたらす環境配慮行動が行われていなかったことを求める「追加性」の原則については、本制度が必ずしも設備導入などの投資を必要とするものではなく、運用改善による排出削減を積極的に評価しようとする方針であることから、排出削減事業の登録審査に当たって要求しない。

5 本制度の運営体制

本制度は京都市により実施されることとし、以下の組織及び役割により運営する。

組 織	役 割
環境政策局地球温暖化対策室	<ul style="list-style-type: none">・ 制度運営に関する事務局業務・ 排出削減プロジェクトの登録審査、承認・ DO YOU KYOTO?クレジットの認証、発行・ DO YOU KYOTO?クレジット管理簿の運営・管理・ その他制度運営に当たり必要な事項の決定
北部環境共生センター、南部環境共生センター（以下「環境共生センター」という。）	<ul style="list-style-type: none">・ 排出削減プロジェクト登録申請の検証・ DO YOU KYOTO?クレジット認証申請の検証

6 DO YOU KYOTO? クレジットの認証対象

(1) コミュニティからの排出削減プロジェクト (コミュニティ・プロジェクト)

コミュニティが排出削減実施者となり、コミュニティ構成員の世帯及び店舗等において、そこから排出されるエネルギー起源の二酸化炭素のうち、電気、都市ガス、プロパンガスの消費に伴い排出される二酸化炭素の削減量を対象とする。

このため、上記以外のエネルギー（灯油、ガソリン等の揮発油類その他）起源の二酸化炭素は、対象外とする。

(2) 事業活動からの排出削減プロジェクト (中小事業者プロジェクト)

中小事業者等が排出削減実施者となり、事業所単位又は一定エリアにおいて、事業活動に伴い排出されるエネルギー起源の二酸化炭素の削減量を対象とする。

ただし、5%未満の少量排出源については、削減量の算定に影響を及ぼさないことを条件に除外することができる。

7 DO YOU KYOTO? クレジットの発行単位

DO YOU KYOTO? クレジットの発行単位は、100kg-CO₂とし、発行単位ごとに一連番号を付与する。

8 削減量の算定

(1) バウンダリーの確定とモニタリングプランの策定

削減量の算定は、世帯や建物、事業所などの単位で行うことを原則とする。このため、本制度では、設備の新設又は更新など設備単位での算定については、測定機器等により前後の実排出量を正確に把握できる場合に限り、対象とすることができる。

二酸化炭素の排出量を算定でき、排出削減の取組を実施する一定エリアを、排出削減プロジェクトのバウンダリーとして確定する。バウンダリー内の二酸化炭素排出源を特定し、それぞれの排出量の測定の場所（モニタリングポイント）及び方法（モニタリングパターン）を定めたモニタリングプランを策定する。

(2) ベースライン排出量の算定

排出削減プロジェクトを開始する月（以下「起算月」という。）前1年間におけるエネルギー使用量の記録に基づいて月ごとに排出量を算定し、この排出量をベースライン排出量とする。

なお、起算月は排出削減プロジェクトの登録申請日の存する月又はその翌月とする。

ベースライン排出量は、起算月から2年後の前月（以下「終了月」という。）までの2年間のみ有効であることとし、それ以降に排出削減プロジェクトを継続する場合は、改めて排出削減プロジェクトの登録申請を行い、ベースライン排出量を算定し直さなければならない。

(3) 削減量の算定

策定したモニタリングプランに基づいて、定期的にモニタリングを行うことにより、排出削減プロジェクト実施後の排出量を算定する。モニタリングは、エネルギーの購入に係る事業者の帳票のほか、電気・ガス供給事業者の帳票（以下「検針票」という。）により替えることができる。

検針票によりモニタリングを行う場合には、検針日が存する月のエネルギー使用量をもって、当月の使用量を示すものと取り扱う。

排出削減プロジェクトは、原則年度ごとに1回認証を受ける必要があるものとし、それぞれの認証期間は、起算月又は前回の認証が完了した月の翌月（認証開始月）から、次の認証が完了する月（認証完了月）又は終了月までの期間とする。

ベースライン排出量から排出削減プロジェクト実施後の排出量を減じたものを、当該排出削減プロジェクトによる削減量とする。

(4) その他

ア 削減取組以外の要因による大幅な排出減少の取扱い

排出削減プロジェクトの実施後に、設備の廃止や居住人数、活動量の著しい減少等により、排出量が大幅に減少し、削減量とすることが合理的でないと判断される場合は、DO YOU KYOTO?クレジットとして認証しない。

イ リークーজ排出量の取扱い

排出削減プロジェクトの実施により生じるリークエージ排出量がある場合、これを削減量から減じなければならない。ただし、リークエージ排出量が排出削減量の5%に満たないと認められる場合は、この限りでない。

ウ 排出係数

削減量の算定に使用する排出係数は別表第1のとおりとし、排出削減プロジェクト登録の際に使用した係数を、当該排出削減プロジェクトの認証期間中固定して使用する。

第2 排出削減プロジェクト

1 要件

排出削減プロジェクトは、以下の要件を満たさなければならない。

(1) コミュニティ・プロジェクト

- ア 相当数以上の世帯及び店舗で構成される団体の取組であること。
- イ 構成員である世帯及び店舗が京都市内にあること。
- ウ 構成員である店舗が京都市地球温暖化対策条例に規定する特定事業者に該当しないこと。
- エ 当該プロジェクトにより実現する削減量に係る環境価値について、本制度以外の制度で重ねて利用しないこと。
- オ その他制度の規定に定める事項に合致していること。

(2) 中小事業者プロジェクト

- ア 中小事業者または複数の中小事業者で構成される団体の取組であること
- イ 京都市内で実施されること。

- ウ 中小事業者または団体の構成員である中小事業者が京都市地球温暖化対策条例に規定する特定事業者には該当しないこと。
- エ 当該プロジェクトにより実現する削減量に係る環境価値について、本制度以外の制度で重ねて利用しないこと。
- オ その他制度の規定に定める事項に合致していること。

2 登録審査及び認証等の手続き

(1) コミュニティ・プロジェクト

ア 登録申請書の作成、提出

排出削減実施者は、以下の項目等を記載した排出削減プロジェクト登録申請書（第1号様式、以下「登録申請書」という。）を作成し、必要な証拠書類を添えて、京都市（地球温暖化対策室）に提出する。

- ・ 構成員の種別及び構成員数
- ・ 排出削減のために取り組む内容
- ・ 低炭素化支援パートナー代表事業者（低炭素化支援パートナー事業者制度（以下「パートナー事業者制度」という。）を活用する場合）

イ 排出削減プロジェクトの登録審査

京都市（地球温暖化対策室）は、提出された登録申請書の内容を審査し、本要領をはじめとする関係規定に合致している場合は、排出削減プロジェクトとして承認し、排出削減プロジェクト番号を付して登録のうえ、排出削減実施者に排出削減プロジェクト登録通知書（第8号様式、以下「登録通知書」という。）を送付する。

ウ ベースライン排出量の算定、モニタリング及び認証申請書の作成

排出削減実施者は、排出削減プロジェクト期間中、電気・ガス供給事業者が発行する検針票の保存により、エネルギー使用量の測定、記録を行う。

また、起算月から1年間については、検針票に記載された前年同月のエネルギー使用量の実績に基づき、ベースライン排出量を算定する。

排出削減実施者は、エネルギー使用量の実績に基づき、排出削減量を算定のうえクレジット認証申請書（第11号様式、以下「認証申請書」という。）を作成し、証拠書類を添えて、京都市（地球温暖化対策室）に提出する。

なお、排出削減プロジェクト期間中において、構成員の世帯の居住人数の減少や店舗の営業日数、面積等の大幅な減少など、排出量の削減をもたらす外的要因が生じた場合には、当該構成員の実施後の排出量は、ベースライン排出量と同一であるとみなす。

エ クレジットの認証及び帰属

京都市（地球温暖化対策室）は、提出された認証申請書の内容を審査し、本要領をはじめとする関係規定に基づき排出削減が実現していると認められる場合は、DO YOU KYOTO?クレジットとして認証し、排出削減実施者にクレジット認証通知書（第18号様式、以下「認証通知書」という。）を送付する。

認証されたクレジットの処分に関する権限は、すべて京都市に帰属する。

オ 事業の変更・廃止

排出削減実施者は、構成員の内容の変更など登録された排出削減プロジェクトを変更する必要がある場合、又は廃止する必要がある場合には、排出削減プロジェクト変更・廃止申請書（第9号様式、以下「変更・廃止申請書」という。）を作成し、京都市（地球温暖化対策室）に提出する。

京都市（地球温暖化対策室）は、変更・廃止申請書の内容を確認のうえ、排出削減プロジェクト変更・廃止通知書（第10号様式、以下「変更・廃止通知書」という。）を送付する。

なお、登録申請書に記載した構成員数の過半に異動が生じた場合、排出削減実施者は当該プロジェクトを廃止しなければならない。

カ その他

京都市（地球温暖化対策室）は、排出削減プロジェクト登録審査及びクレジット認証審査に必要な限りにおいて、排出削減実施者に書類の提出、又は実地検査を求めることがある。

（2）中小事業者プロジェクト

ア 排出削減プロジェクト登録申請書の作成、提出

排出削減実施者は、以下の項目等を記載した排出削減プロジェクト登録申請書（第2号様式、以下「登録申請書」という。）を作成し、必要な証拠書類を添えて、京都市（地球温暖化対策室）に提出する。

なお、中小事業者が団体で取り組む場合の登録申請書については、団体用（第3号様式）及び団体用構成員個票（第3号の2様式）を使用する。

- ・使用するエネルギーの種類及びその測定方法（電気・ガス供給事業者が発行する検針票により測定する場合はその旨を記載）
- ・起算月前1年間の毎月のエネルギー使用量
- ・排出削減のために取り組む内容及び削減見込量
- ・低炭素化支援パートナー代表事業者（パートナー事業者制度を活用する場合）

イ 排出削減プロジェクトの登録審査

京都市（地球温暖化対策室）は、提出された登録申請書の内容を審査し、本要領をはじめとする関係規定に合致している場合は、登録申請書及び証拠書類の写しを添えて、排出削減プロジェクト登録検証依頼書（第4号様式、以下「登録検証依頼書」という。）を京都市（環境共生センター）に送付する。

なお、中小事業者が団体で取り組む場合の登録検証依頼書については、団体用構成員個票（第5号様式）を使用する。

京都市（環境共生センター）は、登録申請書及び証拠書類に基づき、書類審査及び実地調査により検証を行い、申請が適正であるか否かについて意見を記載した排出削減プロジェクト登録検証報告書（第6号様式、以下「登録検証報告書」という。）を作成し、京都市（地球温暖化対策室）に送付する。

なお、中小事業者が団体で取り組む場合の登録検証報告書については、団体用構成員個票（第7号様式）を使用する。

京都市（地球温暖化対策室）は、登録検証報告書を踏まえ、排出削減プロジェクトとして承認し、プロジェクト番号を付して登録のうえ、排出削減実施者に登録通知書を送付する。

ウ モニタリング及び認証申請書の作成

排出削減実施者は、排出削減プロジェクト期間中、モニタリングを行う（エネルギー供給事業者が発行する検針票の保存により替えることができる）。

排出削減実施者は、エネルギー使用量の実績に基づき、排出削減量を算定のうえクレジット認証申請書（第12号様式、以下「認証申請書」という。）を作成し、証拠書類を添えて、京都市（地球温暖化対策室）に提出する。

なお、中小事業者が団体で取り組む場合の認証申請書については、団体用（第13号様式）及び団体用構成員個票（第13号の2様式）を使用する。

実現した削減量が、登録申請書に記載した削減見込量の1.5倍以上となった場合には、排出削減実施者は、認証申請書に大幅な排出削減を実現した理由を記載しなければならない。

京都市（地球温暖化対策室）は、提出された認証申請書の内容を審査し、本要領をはじめとする関係規定に合致している場合は、認証申請書及び証拠書類の写しを添えて、クレジット認証検証依頼書（第14号様式、以下「認証検証依頼書」という。）を京都市（環境共生センター）に送付する。

なお、中小事業者が団体で取り組む場合の認証検証依頼書については、団体用構成員個票（第15号様式）を使用する。

エ クレジット認証申請の検証

京都市（環境共生センター）は、認証申請書及び証拠書類に基づき、書類審査及び実地調査により、確実に排出削減が実施されているかどうか検証を行い、申請が適正であるか否かについて意見を記載したクレジット認証検証報告書（第16号様式、以下「認証検証報告書」という。）を作成し、京都市（地球温暖化対策室）に送付する。

なお、中小事業者が団体で取り組む場合の認証検証報告書については、団体用構成員個票（第17号様式）を使用する。

オ クレジットの認証及び帰属

京都市（地球温暖化対策室）は、送付された認証申請書及び認証検証報告書の内容を審査し、本要領をはじめとする関係規定により排出削減が実現していると認められる場合は、DO YOU KYOTO?クレジットとして認証し、排出削減実施者に認証通知書（第18号様式）を送付する。

なお、実現した削減量が、登録申請書に記載した削減見込量の1.5倍以上となった場合には、削減実施者による理由の疎明等に基づき、当該削減量をクレジットとして認証することが合理的かどうかの調査を行う。

認証されたクレジットの処分に関する権限は、すべて京都市に帰属する。

カ 事業の変更・廃止

排出削減実施者は、登録された排出削減プロジェクトを変更する必要がある場合、又

は廃止する必要がある場合には、変更・廃止申請書（第9号様式）を作成し、京都市（地球温暖化対策室）に提出する。

京都市（地球温暖化対策室）は、変更・廃止申請書の内容を確認のうえ、変更・廃止通知書（第10号様式）を送付する。

キ その他

京都市（地球温暖化対策室）は、排出削減プロジェクト登録審査及びクレジット認証審査に必要な限りにおいて、排出削減実施者に書類の提出、又は実地検査を求めることがある。

（3）低炭素化支援パートナー事業者制度

京都市は、コミュニティ及び中小事業者による排出削減プロジェクトの実施とクレジット創出を支援するため、排出削減実施者の取組を支援するパートナーとなる事業者又は事業者グループを低炭素化支援パートナー事業者（以下「パートナー事業者」という。）として登録する。

パートナー事業者は、低炭素化促進に関する施策の協力事業者として、京都市と協働して、コミュニティ及び中小事業者の低炭素化支援を実施する。

パートナー事業者は、コミュニティ及び中小事業者に対し、本制度をはじめとする低炭素化促進に関する施策の周知、排出削減に向けた助言、診断、改善策及びファイナンスの提案を行う。また、排出削減実施者が低炭素化支援パートナー事業者制度を活用する場合は、本制度に係る手続きの支援・代行等の役割を果たす。

3 DO YOU KYOTO? クレジットの管理

（1）クレジットの認証登録

京都市（地球温暖化対策室）は、クレジットを認証した時は、クレジット管理簿（第19号様式、以下「管理簿」という。）に記録する。

（2）クレジットの購入申込

クレジットを購入しようとする者（以下「購入申込者」という。）は、クレジットの使用目的や購入見込量等を記載したクレジット購入申込書（第20号様式、以下「購入申込書」という。）を、あらかじめ京都市（地球温暖化対策室）に提出する。

京都市は、購入申込者に対し、クレジット購入申込受理通知書（第21号様式、以下「購入申込受理書」という。）を送付する。

購入申込受理書の送付を受けた購入申込者は、購入申込書に記載した使用目的の範囲内において、DO YOU KYOTO? クレジットによりオフセットする旨を称することができる。

この場合、使用目的に係る活動（以下「オフセット事業」という。）の概要、期間、オフセットの範囲又は対象、オフセット見込量など、あらかじめ可能な限り明確にしたうえで公表しなければならない。

（3）クレジットの償却

購入申込者が、オフセット事業を実施した場合、オフセットに必要なクレジットの量を算定のうえ、クレジット償却申請書（第22号様式、以下「償却申請書」という。）を京都

市（地球温暖化対策室）に提出するとともに、購入量にクレジット100kg-CO2 当たり金1,000円を乗じた金額を京都市に納付する。

京都市（地球温暖化対策室）は、償却申請書の内容を確認のうえ、クレジット償却通知書（第23号様式）を購入申込者に送付するとともに、管理簿において当該クレジットの無効化処理を行う。

なお、オフセット事業の実施前にオフセットに必要なクレジット量を確定できる場合、並びにクレジットの使用目的が京都市地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策条例における事業者排出量削減計画書に定める温室効果ガスの排出の量の削減の目標を達成する手段である場合については、購入申込書の提出を省略し、当初から償却申請書を提出することができる。

改定履歴

平成23年8月1日	制定
平成24年4月1日	改定

別表第1 (排出係数)

1 他人から供給を受けた電気

	換算係数		排出係数	
	数値	単位	数値	単位
電気			0.4305	t-CO ₂ /千 kWh

2 燃料の使用

	換算係数		排出係数	
	数値	単位	数値	単位
原油	38.2	GJ/k1	0.0187	t-C/GJ
原油(コンデナート)	35.3	GJ/k1	0.0184	t-C/GJ
揮発油(ガソリン)	34.6	GJ/k1	0.0183	t-C/GJ
ナフサ	33.6	GJ/k1	0.0182	t-C/GJ
ジェット燃料油	36.7	GJ/k1	0.0183	t-C/GJ
灯油	36.7	GJ/k1	0.0185	t-C/GJ
軽油	37.7	GJ/k1	0.0187	t-C/GJ
A重油	39.1	GJ/k1	0.0189	t-C/GJ
B重油	41.9	GJ/k1	0.0195	t-C/GJ
C重油	41.9	GJ/k1	0.0195	t-C/GJ
石油アスファルト	40.9	GJ/t	0.0208	t-C/GJ
石油コークス	29.9	GJ/t	0.0254	t-C/GJ
プロパンガス(液化石油ガス, LPG)	50.8	GJ/t	0.0161	t-C/GJ
石油系炭化水素ガス	44.9	GJ/千m ³	0.0142	t-C/GJ
液化天然ガス(LNG)	54.6	GJ/t	0.0135	t-C/GJ
その他可燃性天然ガス	43.5	GJ/千m ³	0.0139	t-C/GJ
原料炭	29.0	GJ/t	0.0245	t-C/GJ
一般炭	25.7	GJ/t	0.0247	t-C/GJ
無煙炭	26.9	GJ/t	0.0255	t-C/GJ
石炭コークス	29.4	GJ/t	0.0294	t-C/GJ
コールタール	37.3	GJ/t	0.0209	t-C/GJ
コークス炉ガス	21.1	GJ/千m ³	0.0110	t-C/GJ
高炉ガス	3.41	GJ/千m ³	0.0263	t-C/GJ
転炉ガス	8.41	GJ/千m ³	0.0384	t-C/GJ
都市ガス	45.0	GJ/千m ³	0.0509	t-CO ₂ /GJ

3 廃棄物燃料の使用

	換算係数		排出係数	
	数値	単位	数値	単位
廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）から製造される燃料油			2.63	t-CO ₂ /kl
廃プラスチック類から製造される燃料油（自ら製造するものを除く。）			2.62	t-CO ₂ /kl
ごみ固形燃料（RPF）			1.57	t-CO ₂ /t
ごみ固形燃料（RPF）			0.775	t-CO ₂ /t